

## 兪吉濬の『政治学』

國分 典子

### 一、はじめに

19世紀末、列強の圧力を受けた朝鮮王朝は、近代化への道を模索していた。この時期、すなわち「開化期」<sup>1</sup>と呼ばれている時代には、西洋の近代思想を取り入れ、自主独立の近代化を目指した思想が登場し、近代的な法思想もその一環として現われる。

当時の東アジアにおける西洋文化受容には、山室信一の指摘する「思想連鎖」がみられるが<sup>2</sup>、朝鮮<sup>3</sup>においては特に間接受容の形で西洋思想受容が多く行われた。書物はまず宣教師の漢訳本が中国から朝鮮に入った<sup>4</sup>。また後には日本語訳された西洋の書物が朝鮮語に重訳されたりもしている。また留学生も直接西洋への留学ではなく日本に留学しての間接的な西洋文化受容が主流であった。さらにこれらに比べて直接受容のルートたる外国人の渡来についてい

ば、こと政府顧問として来た西洋人たちが朝鮮王朝の政争のなかで十分な力を発揮しにくい環境があったという問題があった。

憲法思想における日本からの受容について考えると、大きくは二つの潮流があると考えられる。ひとつは当初、開化派知識人たちの主導で進められた天賦人權思想の受容であり、いまひとつはやや時代的には後に行われる国家学・憲法学分野におけるドイツ国法学の受容である<sup>5</sup>。後者においては、加藤弘之や穂積八東等の保守的な理論の受容がみられ、前者とは大きく異なる性格をもつようにみえる<sup>6</sup>。しかし、この二つが相反する潮流であったといえるのかについては検討の余地がある。

開化派の代表的人物の一人である兪吉濬についていえば、かれは前者の潮流に属すると考えられている<sup>7</sup>。かれが福澤諭吉宅に寄宿して学んだこと、かれの主著といわれ

1 朝鮮半島における「開化」の語の使用については、原田環『朝鮮の開国と近代化』淡水社1997年3頁以下に詳しい。

2 山室信一『思想課題としてのアジア』岩波書店2000年。

3 本稿では、通例に従い、大韓帝国成立以前の朝鮮王朝時代を指して「朝鮮」と呼ぶ。

4 法学関係では、『萬國公法』(Henry Wheaton, *Elements of International Law*, Philadelphia 1836)、『公法便覧』(Theodor D. Woolsey, *Introduction to the Study of International Law*, New York 1806)、『公法會通』(Johannes Caspar Bluntschli, *Das moderne Völkerrecht der civilisierten Staaten als Rechtsbuch dargestellt*, Nördlingen 1867) 等がある。

5 ドイツ国法学の受容が多く行われるのは、1905年以降の時代である。

6 韓国の初期憲法学受容における日本を通じたドイツ国法学の受容については、拙稿「兪致衡と穂積八東－朝鮮開化期における憲法の教科書－」法学研究(慶應義塾大学)72巻7号(1999年7月)23頁以下、同「韓国初期憲法教科書にみる近代国家観－金祥演と趙聲九－」孝忠延夫・鈴木賢編『北東アジアにおける法治の現状と課題 鈴木敬夫先生古稀記念』成文堂2008年3頁以下、等で触れたことがある。

7 但し、同じ開化派でもアメリカで学んだ徐載弼などと比べれば、兪吉濬にはそもそも日本から間接受容した人権思想であるという側面が強いが故の制約があると考えられる(勿論、かれは日本のみならずアメリカにも滞在した経験をもつのではあるが、著作を見る限り間接受容に基づく思想形成が中心であるように思われる)。

る『西洋見聞』が福澤諭吉の『西洋事情』にかなり類似していること、かれが福澤を通じて西洋思想を摂取したことについてはすでに多くの研究がある<sup>8</sup>。一方、かれが後年書いた未公開の『政治学』は、日本で「国法学」を講じたドイツ人ラートゲン(Karl Rathgen, 1855-1921)の講義を本にまとめたものを翻訳したといわれている<sup>9</sup>。以下には、兪吉濬の著作に現われた法思想のなかで二つの潮流がどのように関連しているかを『政治学』のテキストに沿って考察する事にしたい<sup>10</sup>。

## 二、兪吉濬の『政治学』とラートゲンの『政治学』

### 1. 国家概念について

先に言及したように、兪吉濬は手書き草稿『政治学』<sup>11</sup>においてドイツへの傾斜を示した。

この著作は、前述のようにドイツの経済学者で東京大学の初代「国法学」講座担当者であった Karl Rathgen の講義を翻訳出版したラートゲン『政治学』<sup>12</sup>の上巻「国家編」の翻訳であることが指摘されている。ラートゲンは東京大学に法学部の開設された1882年当初から「国法学」を担当し、また財政学、行政学も講じた(なお、ラートゲンの担当したのは「国法学」であるとい

うのが通説であるが、以下に使う翻訳書の冒頭にはかれの「国家学」の講義内容を「政治学」として出版したと書かれてあり、かれの担当科目の名称にはやや不明な点が残る)。「国法学」は1890年から末岡精一の担当に代わっているため、それまでの約8年間ラートゲンが担当したと思われる。果たして兪吉濬がいついかなる形でこのラートゲンの『政治学』に触れたのかは不明であるが、上巻「国家編」、中巻「憲法編」、下巻「行政編」の全三巻のうち、上巻全293頁中の260頁までがほとんどそのまま忠実に訳されている。兪吉濬がこれを書いたのがいつごろであるかは不明である。しかし、尹炳喜の研究によれば、その内容の一部は1907年3月7日の『萬歳報』に掲載されており、1896年の俄館播遷後の日本への亡命時期に書かれた可能性が高いとされている<sup>13</sup>。兪吉濬「政治学」の目次を挙げると：

#### 第1編 国家の要素

##### 第1章 自然的要素

##### 第2章 社会的要素

#### 第2編 国家の生理

##### 第1章 国体と政体

##### 第2章 国権の範囲

となっている<sup>14</sup>。

これをラートゲンの目次と比べてみると、兪吉濬の『政治学』はラートゲンとは

8 開化派についての研究のなかでも兪吉濬に関する研究は極めて多いが、本稿ではそれらを掲載することはせず、注は本文中の引用等に直接関連する最小限のものとさせて頂く。

9 朴起緒「兪吉濬外 福沢諭吉の 政治思想比較研究」弘益大学校史学科博士学位論文1988年5頁、鄭容和「兪吉濬の 政治思想研究」ソウル大学校政治学博士学位論文1998年22頁、参照。

10 兪吉濬の『政治学』については、拙稿「『韓国에서의 西洋法수용과 兪吉濬』韓日関係史研究(韓日関係史学会)13集(2000年10月)113頁以下において分析したことがあり、以下はそれをもとに再考察したものである。

11 ここでは、兪吉濬全書編纂委員会編『兪吉濬全書』4巻第二版一潮閣1996年所収のものを用いた。なお、同著については、韓錫泰訳注『兪吉濬, 『政治学』경남대학교출판부1998年にハングル版翻訳が出ており、本稿でもこれを参考に用いた。

12 ラートゲン(李家隆介・山崎哲藏訳)『政治学』全3巻明法堂1891-3年。なお、このうち上巻「国家編」は1891年発行となっており、本文1頁目の冒頭に「元帝国大学教授独逸博士 ラートゲン講述」「帝国法科大学々生 山崎哲藏訳述」と記されている。

13 尹炳喜『兪吉濬研究』国学資料院1998年76頁以下。

以下の点が異なっている：

- ① ラートゲンの著の冒頭にある形而上学と政治学を説明した最初の「緒論」の部分がない。
- ② 「国家の要素」は、ラートゲンでは「自然的要素」「国民的要素」「社会的要素」の三つの章に分かれているが、兪吉濬では「国民的要素」の部分は「自然的要素」の中に入れられ、「第1節 気候」「第2節 地形」「第3節 地質」に続く「第4節 人民」の中におかれている。また「社会的要素」の冒頭の「緒論」が兪吉濬にはない。

①に挙げた兪吉濬にはないラートゲンの「緒論」の「第一節 形而上学」では、形而上学は「左ノ二点ニ於テ形而下学ヲ以テ基礎ト為ス」とされて、「(一) 生物学ノ補助ニ因リ各個人ヲ研窮スルヲ要ス (二) 各個人及ヒ社会ノ目的ハ自然カラ相制シ及ヒ之ヲ使用スルニ在ルヲ以テ各種ノ自然学即チ形而下学ハ形而上学ノ研窮ニ付キ甚タ緊要ナリ」という二点が挙げられ、また「形而上学ノ材料ハ歴史的及ヒ統計的ノ二種」があるとされている<sup>15</sup>。こうした観点から、国家については「社会ノ生活ハ一定ノ有機組織ノ下ニ發生スル者ニシテ最初ハ家族ト成リ次ニ種族ト成リ地方団体ト成リ遂ニ發達完備シテ国家ヲ形成スルニ至ル」と説明されている<sup>16</sup>。

一方、「緒論」の「第二節 政治学」では、「政治学トハ国家ヲ研窮スル科学或ハ

科学ノ衆合体ナリ」とされ、地理学、人性学、心理学、人類学、法律学、経済学、道徳学、宗教学等の諸科学が絶えず参照され、基礎とされねばならないとされる<sup>17</sup>とともに、ここでは「国家ハ人格ヲ有スル者ナリ一言之ヲ掩ヘハ国家ハ法人ナリ」とされている<sup>18</sup>。

②については、章分けは違うものの、内容はほぼラートゲンと同じになっている。「国民的要素」では、a. 人口数が国力や統治にどう影響するか、b. 人民の中での男女比や年齢比が国力にどう関係するか、といったことが記されており、内容的にみれば、兪吉濬がこれを国家の「自然的要素」に入れていることも頷ける。但し、ラートゲンが「人口ト国家トノ関係」としているaの部分、兪吉濬では「人民と国家の関係」とされており、ラートゲンが「人口は国家の数量的要素」としている部分は「人民は国家の数量的要素」となっている。

①に関して、兪吉濬が「緒論」を訳さなかったことについては、「国家編」のみならず『政治学』の全体像を示す序論的な部分をカットしたと見ることもできよう。しかし、兪吉濬の『政治学』にはもうひとつ抜け落ちている部分がある。「国家概念」と題して国家についての各種の説を説明するなかで、ラートゲンが詳細に述べたブルンチュリーの説の説明の部分（ラートゲン講述『政治学』上巻236頁2行目から248頁10行目まで）が抜けているのである。ラートゲンは、このブルンチュリーの説の説明の最後で「要之『ブルンチュリー』ノ国家概念ハ語而詳ナリト云フ可シ、未タ大醇而小疵

14 兪吉濬の翻訳では、第二編第二章の最後は「古代の国家理想」のうちの「羅馬人の国家理想」の途中までで終わっており、これに続くラートゲンの最後の部分である「近世ノ国家理想」も訳されていない。

15 ラートゲン講述前掲『政治学』上巻1頁以下。

16 ラートゲン講述前掲『政治学』上巻3頁。

17 ラートゲン講述前掲『政治学』上巻4頁以下。

18 ラートゲン講述前掲『政治学』上巻6頁。

無シト称スカラス、若シ以上ノ所見ヲ以テ大過無カラシメハ吾人ハ国家ノ要素ヲ認ムル左ノ如シ<sup>19)</sup>としており、兪吉濬は「近世の国家の概念を分析してその要素を説明する者のうち正鵠を射たような正確な説明をした者をいまだ見出せない。そこで私の見解を陳述することとする」と<sup>20)</sup>、ブルンチュリに触れずに、ラートゲンの説を訳述している。この説明からすれば、ブルンチュリの理論をさらに発展させたラートゲン自身の説を訳せば、ブルンチュリの理論を載せる必要性を感じなかったともとれる。しかし、「諸論」とこの抜け落ちた二つの箇所には共通点がある。それは、国家自体を人格とする国家概念の記述が含まれていることである。

さらに見るならば、「国家の淵源」に関する部分で、「国家人性説」としてラートゲンはブルンチュリやウールジー (Theodore D. Woolsey) に代表される説を挙げ<sup>21)</sup>、兪吉濬もこの部分を訳しているが<sup>22)</sup>、「国家人性説」についてラートゲンがこの説の長所を述べ、また「人類ノ固有ノ国家的性質」<sup>23)</sup>として生ずる「国家ノ意志」<sup>24)</sup>の発生を説明する部分は兪吉濬の叙述からは抜け落ちている。国家概念についての「国家トハ多数ノ人民共同ノ目的ヲ達スル為メニ一定ノ疆土ニ於テ組織スル所ノ政治的団体ニシテ独立無限ノ主權ヲ有スル者ナリ尚コレ

ヲ略言スルトキハ国家トハ独立ナル政治的団体ナリト云フヲ得可キナリ<sup>25)</sup>というラートゲンの定義はそのまま記されているものの<sup>26)</sup>、国家自体の意思を重視する人格説的な内容は受け入れられていないように思われるのである。兪吉濬の『政治学』を現代訳した韓錫泰は、同著が『国法汎論』から多く影響を受けたものと捉えているが<sup>27)</sup>、上述の分析による限り、ブルンチュリの国家概念の最も根本的な部分を兪吉濬は『政治学』では受け入れてはいない。

## 2. 歴史的考察について

他方、兪吉濬の『政治学』には、ラートゲンの『政治学』にはないにもかかわらず兪吉濬が独自に説明を加えている箇所も数箇所ある。

第一は、「国体の理論的分類」と題された部分の冒頭である。「国体と政体」を扱う章のなかで、ラートゲンは国体を「理論上」と「歴史上」の二つの面から分類説明しているが、兪吉濬は「理論的分類」の冒頭に、独自の説明を挿入し、「従来哲学者たちが古今東西に亘って通用する完全無欠な国体を構成しようと思慮を尽くし、考案したことは多か」ったが、大体皆「絵に書いた餅」、「空中楼阁」のようなものであり「目的を達成したものはない」と述べ、その理由は国家の形式は「各国の自然的社会

19 ラートゲン講述前掲『政治学』上巻248頁。

20 兪吉濬前掲『政治学』750頁。なお文中の「私」は兪吉濬自身ではなくラートゲンを指していると思われる。

21 ラートゲン講述前掲『政治学』上巻229頁。

22 なおここで兪吉濬は「富蘭楚及び蔚施の二氏を始めとして」(兪吉濬前掲「政治学」745頁)と記しており、「富蘭楚」についてはフランツ (Constantin Frantz, 1817-91) を指すとする見方がある(韓錫泰前掲『兪吉濬、「政治学」』148頁、문종섭 「유길중의 국가사상(2)」文化伝統論集(慶星大学校韓国学研究所)3集(2004年2月)49頁、参照)。もしそうであるとすると、ブルンチュリの名前は挙げていないことになる。

23 ラートゲン講述前掲『政治学』上巻234頁。

24 ラートゲン講述前掲『政治学』上巻233頁。

25 ラートゲン講述前掲『政治学』上巻254頁。

26 兪吉濬前掲『政治学』758頁。

27 韓錫泰訳注『兪吉濬、「政治学」』前掲5頁および151頁の注59、参照。

的教化的要素および歴史的發達等一切の各種事情」によって変わってくるものだからであるとしている<sup>28</sup>。ここには、国体が社会的歴史的制約を受けることを重視するかへの思想が表われている。

第二は、国体の「歴史的分類」のなかで封建国家について特に詳しい叙述を付け加えている部分である。「歴史的分類」としては、「古代の国家」として「家族国家」、「神権国家」、「市府国家」（都市国家）、「封建国家」が、「近世国家」として「近世擅制君主制」、「立憲君主制」、「代議共和制」、「連邦制」がそれぞれ説明されているが、ここで兪吉濬が独自に補充するのは、（1）ヨーロッパ封建国家のもととなったフランク王国の国家形態の説明、（2）封建制において君主あるいは臣民が交代したとき、新たな誓約による関係の定立が必要であるということ、（3）封建国家の發達の結果、土地が次第に君主からの下賜によるものとしてではなく「太陽」から授かったという名目で理解されるようになり、その為その土地に対する権利が固有の権利として本来の封建制の封土とは異なったものになるということ、（4）士族は元々自由がなかったが次第に社会の変遷のなかで昇進し諸侯に加わったものである、ということである<sup>29</sup>。

また第三として、兪吉濬は封建国家の変遷過程に特に着目し、ラートゲンの著では「封建国家の衰滅」と題されている部分を「封建国家の変遷」と「封建国家の衰滅」の二つの部分に分けて詳説している<sup>30</sup>。すなわち、封建国家の変遷について、君主が独立無限の権力を有するといいつつも、事

実上国家の政務、法律の改廢、租税の徴収、軍隊の徴募等に関して各階級人民の協賛を得ざるを得ず、それが故に制限君主制へと移行してゆくことになるとした上で、封建国家の衰亡は君主と社会階級級の間の軋轢であるとし、フランス、ドイツ、イギリスの実例を挙げて説明しているのである。

以上の叙述には、社会的あるいは歴史的要素の国家への影響を重視する兪吉濬の立場が表われている。歴史的視点についていうならば、ラートゲン自身、歴史学派の流れを引く学者であるといわれている<sup>31</sup>（但し附言するならば、ラートゲンは、日本を去った後、ハイデルベルクで経済学を教えており、元々専門は経済学であったようである。かれはドイツ本国においては政治学、憲法学の分野ではほとんど知られていない）。かれは、例えば先に挙げたように国家についての「歴史的分類」を述べたあと、「政府行為の範囲」と題する部分においても、政府は「国家の目的を達成する機関である」が故に国家が時と場所によって目的を異にする以上、時と場所によって政府の行為の範囲も変わってくるとし、時と場所によって政府のもつ主義も変わらざるをえないと述べており<sup>32</sup>、兪吉濬はその記述を受け継いでいる<sup>33</sup>。このような「歴史学派」的なラートゲンの叙述は、本来、兪吉濬の思想と親和性が高かったとみることできる。

なお付け加えれば、兪吉濬の著作のなかでは、法概念についても歴史的発展を重視する論述が見られる。『西遊見聞』中の

28 兪吉濬前掲『政治学』493頁以下。

29 兪吉濬前掲『政治学』525-528頁及び537-539頁にこうした独自の説明が加えられている。

30 兪吉濬前掲『政治学』541頁以下。

31 ラートゲン講述前掲『政治学』冒頭に訳者山崎哲蔵が書いた「政治学小引」15頁では、ラートゲンは歴史学派に属するとされている。

32 ラートゲン『政治学』184頁。

33 兪吉濬前掲『政治学』681頁。

「法律の公道」では、法律は「恒久法」と「変遷法」という概念を使って、説明されている<sup>34</sup>。ここで「恒久法」とは「国のなかにある規度や典章を守護して永遠に変わらない法」であり、「変遷法」とは「風俗と事物の変化にしたがって、増補・削除されてゆく法」である<sup>35</sup>。兪吉濬によれば、「政府の法律」にはこの「恒久法」と「変遷法」とがある。田鳳徳氏はこの「恒久法」概念を「法律は歴史的所産であると信じ、伝統的善規良模の優越性を反芻してこれを尊重し保存していきながら、慎重に改善しようとする歴史学派的法律思想」であると見ている<sup>36</sup>が、「恒久法」と「変遷法」の分類は、国家概念と同様、歴史主義的な兪吉濬の立場をよく示しているといえよう。

### 三、社会契約論と兪吉濬

前述の国家人格説（ないし人性説）との関連でもうひとつ言及しておきたいのは、社会契約論についてである。冒頭に述べたように、兪吉濬は天賦人權論者であったと考えられている。兪吉濬の「人民の権利」の冒頭では、「人民の権利とはその自由と通義をいうものであつて、この自由と通義の権利はすべての「人民が同じく享受する」ものであるとされ<sup>37</sup>、「自由」とは、「何事でもその心の好むところから行

い、考えを曲げたり束縛されたりすることのない事<sup>38</sup>を意味するものと説明されている。自然権の発想は西洋近代においては、社会契約論と結びついて展開された。しかしながら、兪吉濬は社会契約論を採っていない<sup>39</sup>。

『西遊見聞』においては社会契約論への論及はみられず、『政治学』では、先に言及した「国家の淵源」の中の「国家人性説」の直前の部分で「国家契約説」が取り上げられているが、ラートゲンの『政治学』の内容のままに批判されている。契約説の誤りとして挙げられるのは、自由契約で作られた国家がないという「歴史的誤謬」と、政治上の自由は国家ができてはじめて獲得されるのであってそもそも国家の範囲外に政治上の自由があるわけではないという点を誤っている「論理的誤謬」、さらに一私人の自由契約によって私権ではなく公権が生まれると考えている誤謬があるという点である<sup>40</sup>。「契約説は国家および制度を各自の随意的産物と認め、いかなる時代においてもその当時の人民の意志に従いこれをすべて他人に売却することもでき、微塵に壊した物のように破壊することができ、また望むところに従って如何様にも処分できると認めるものである。従ってこの学説は国家の概念を破壊し、国法の基礎を蹂躪し、人民を煽動して憲法に違反する運動を惹起

34 これらの概念については、岡克彦「韓国近代法思想史研究序説－兪吉濬が捉えた『恒久法』の観念に関する一考察－」北大法学論集47巻3号（1996年9月）797頁以下、同「韓国社会・発展・法秩序－兪吉濬の『恒久法』の観念に秘められた内発的發展論への試み－」法哲学年報1995（1996年10月）118頁以下が詳細に分析している。

35 兪吉濬「法律의 公道」『西遊見聞』（兪吉濬全書編纂委員会編前掲『兪吉濬全書』1巻）267頁（なお、この『西遊見聞』の頁数は『兪吉濬全書』に記された原著の頁数による）。訳にあたっては岡克彦前掲「韓国近代法思想史研究序説」806頁を一部参照した。

36 田鳳徳『韓国近代法思想史』博英社1981年248頁。

37 兪吉濬「人民의 權利」前掲『西遊見聞』109頁以下。

38 同109頁。

39 「兪吉濬の天賦人權思想から社会契約の契機が脱落して」いることを指摘するものとして、이영록「실천적 역사주의자의 천부인권설 수용」、법철학연구4巻2号（2001年12月）98頁。

40 兪吉濬『政治学』738頁以下、ラートゲン講述前掲『政治学』上巻224頁以下。

し、累卵の危機に追いやるものである」という表現も、ラートゲンの文章そのままになっている<sup>41</sup>。そのあとの「国家人性説」の部分の訳述に前述のようなラートゲンとの違いがみられることと比較すれば、「国家契約説」についての忠実な訳述はある程度、こうした見方を兪吉濬自身が受け入れていたことを示すものではないかと考えられる。

実は、兪吉濬に限らず、朝鮮/韓国の天賦人權論者が契約説を採っているかどうかを検討すると、この時代の議論で契約説を明確に主張するものはあまりみられないという現象がある<sup>42</sup>。自然法思想、天賦人權、契約説は、西洋の近代自然法論を語る際のキーワードとして繋がりをもって語られるものである。さらに言えば「原子論的国家論」と「有機的全体を重視する」国家論という国家観についての対比も西洋政治思想史の流れを踏まえてしばしば用いられる枠組である。しかし果たして自然法思想+天賦人權+契約説 vs. 有機体説という形でこの時代の国家思想をうまく分類することができるのかについては朝鮮/韓国のみならず、日本についても検討の余地がある<sup>43</sup>。

これに関するひとつの問題点は、「自然法思想」をどのように捉えるかという点であり、いまひとつは果たして天賦人權説と契約説は一体になっていたのかという点である。前者については、日本においても韓

国においてもこの時代には進化論的影響が強く西洋の近代自然法の「原子論」的な性格とは異なる形で自然法や自然権が理解されがちであったという特殊性がある。「自然」については生存競争を根底においた自然法則という意味で理解されがちであり、このため自然権の理解についても「強者の権利」という理解に繋がりがやすい側面があった。兪吉濬の権利観ではこうした観点からむしろ法に基づく権利を重視する傾向がみられる<sup>44</sup>。一方、後者の観点についていえば、田鳳徳が兪吉濬の思想は for the people ではあっても、of the people や by the people ではなかったとことを指摘している<sup>45</sup>。また李映録は「すでに伝統的な思想にも民本思想が存在した。これに慣れていたために兪吉濬はまさに為民の目的だけでも国家や政府の正当性を充分に解明できるものと考えたとみられる」とし、「兪吉濬が天賦人權思想を受容しつつ、注目した個人はどこまでも国家政策や法の対象としての個人であるのみ、国家の構成的主体としての個人の発見にまでは行き着くことができなかった」としている<sup>46</sup>。

#### 四、おわりに

以上、粗雑ながら、兪吉濬の国家思想の性格を考察してみた。そこで出てきた特徴

41 兪吉濬前掲『政治学』742頁以下、ラートゲン講述前掲『政治学』上巻227頁。

42 この点については、拙稿「韓末の国家概念—日本との異同」문광심·신평 공평 『헌법학의 과제-김호진 교수 정년기념 논문집』法文社2011年1頁以下で触れた。

43 この点に関し、日本の状況については拙稿「ドイツ憲法学から日本憲法学への影響」聖学院大学総合研究所紀要49号（2011年1月）38頁以下で触れた。

44 この点に言及するものとして、月脚達彦『朝鮮開化思想とナショナリズム—近代朝鮮の形成』東京大学出版会2009年70頁は兪吉濬の権利論を「人の天稟が一定でないことから弱肉強食の状態が生ずるのであるが、教育と法律を施せばそれを防ぐことができるのであり、そのために国家・政府が必要になるのである」と説明し、金鳳珍『東アジア開明知識人の思惟空間—鄭觀応・福沢諭吉・兪吉濬の比較研究』九州大学出版会2004年248頁は、「人々の権利を等しく護ることこそが法律の綱紀」であり、「儒教伝統の均分主義に基づく—天理自然の—一人権論」による「社会進化論の弱肉強食に対する厳しい批判ともなりうる」という見方で捉えている。

45 田鳳徳前掲『韓国近代法思想史』223頁。

は、社会的ないし歴史的要素が権利、法、国家の形成要素として重視されるということであった<sup>47</sup>。これらの要素は、かれの儒教的思想基盤が西洋法思想受容過程において、特にドイツ的な法思想とうまく融合されるための機能を果たしたといつてよいであろう。勿論、おそらくこれは儒教的基盤だけから説明されるべきものではない。人権の社会性、国家や法の歴史性への着目は、政治の実務家としての兪吉濬の現実主義的性格を示しているともいえる。先に見た国体の理論的分類において「完全無欠」な理念的国体概念を考えることの不毛性を指摘するかれの叙述はそうした性格の証左であろう。こうした現実主義は、福澤諭吉の特徴でもあった。

法の歴史性の重視は、ことにドイツ歴史法学と呼応するものであった。「法律の公道」において兪吉濬は、古代ローマ法の「恒久法」的性格について言及しているが<sup>48</sup>、

この考え方はドイツ法典論争におけるザヴィニー (Friedrich Carl von Savigny, 1779-1861) の主張にも似ている。しかしながら、一方で当時日本においても朝鮮/韓国においてもよく参照されたブルンチュリの国家人格説には、あまり兪吉濬は関心を示していない。勿論、『政治学』においては「国家人性説」が説明されているし、朴起緒の指摘のように他の著述にも有機体説の影響を感じさせる記述はある<sup>49</sup>。また、ザヴィニーの影響を受けたブルンチュリは、ラートゲンの『政治学』冒頭の「政治学小引」においても「歴史学派」の一人、「國家学ノ泰斗」と紹介されている<sup>50</sup>。しかし、「国家人性説」に関わる兪吉濬の記述では、国家の独立性や歴史的継続性に力点がおかれており、「国家の意志」、ひいては「国家は男性である」とまでいうブルンチュリの有機体概念は、兪吉濬の現実主義からは受け入れ難いものであったのでは

46 이영목前掲「실천적 역사주의자의 친부인권설 수용」98頁。なおお付言すれば、冒頭にみたラートゲンと兪吉濬の『政治学』の叙述の異同のうちの②に挙げた「人口」ではなく「人民」を「国家の数量的要素」と記述している点も単に記述の間違ひの可能性があるとはいえ一李映録の指摘には合致している。

47 なお、金鳳珍前掲『東アジアの開明知識人の思惟空間』53頁以下は、兪吉濬の活動時期を三期に分け、次第に現実主義的傾向を強めていったことを指摘している。本稿で扱った『政治学』は1889年に書かれたとされるかれの名著『西遊見聞』（兪吉濬全書編纂委員会編前掲『兪吉濬全書』1巻中の金泳鎬「解題」6頁によれば、「日本に行った時から構想し、準備してきて、1885年米国から帰って軟禁生活をしつつ執筆した。1889年に完成したものであるが、6年後の1895年に出版された」とされている）と比べると、かれが現実主義的傾向を強めていった中で翻訳されたとみることもできるが、歴史主義的思考は先に言及した法の観念にもみられるように、すでに『西遊見聞』にも示されているものであった。

48 兪吉濬「法律の公道」前掲『西遊見聞』268頁以下。

49 朴起緒前掲「兪吉濬과 福沢諭吉의 政治思想比較研究」62頁。同論文は、『西遊見聞』中の「邦國의 權利」（前掲『西遊見聞』85頁以下）や「勞働夜學讀本」（兪吉濬全書編纂委員会編前掲『兪吉濬全書』2巻263頁以下）中の「第十二課 我國」には法人説または有機体説的な記述があることを指摘するが、前者は国際法上の対外的な国家の權利の説明であって法人説ないし有機体説とは言い難いように思われるし、後者では「人間の命は70年か80年であるが国の命は千万年に至る」（同284頁）と述べられているが、これも国家の歴史的継続性の説明の方途という性格が強く、ブルンチュリの行なったような有機体についての詳細な性格づけは見られない。田鳳徳「西遊見聞과 兪吉濬의 法律思想」学術院論文集15（1976年12月）も「邦國의 權利」に言及している部分で「國家の主權というときには、國家自身の人格または國家自身の權利主体性をと前提せざるを得ない」（299頁）としているが、この議論も国際法上の主体としての國家を述べているに過ぎず、これをもって國家の性質についての議論として人性説ないし人格説を兪吉濬が採っているとまでは言い難い。

50 山崎哲藏前掲「政治学小引」15頁。

ないかとも考えられるのである。

なお、兪吉濬の著作においてドイツ的な影響を示唆するものとしては、『政治学』のほかに『西遊見聞』中の「政府の種類」がある。「政府の始初」において君主制でも大統領制でも最も大切なのは「人民の心と合致して一体を為し、その権勢によって人の道理を保守することにある」<sup>51</sup>とする兪吉濬は、「政府の種類」において政体として「君主の専断する政体」、「君主の命令する政体、又は压制政体」、「貴族の主張する政体」、「君民の共治する政体、又は立憲政体」、「国人の共和する政体、又は合衆政体」の五種を挙げている。この説明および「政体」の語は同じ「政府の種類」と題する福澤の『西洋事情』外編巻之二中の文章のなかにはなく、むしろ加藤弘之の転向前<sup>52</sup>の作品『立憲政体略』（1868年）と極めて似ている<sup>53</sup>。果たして兪吉濬が加藤の著作をどの程度知っていたかは不明であるが、君民共治を優れたものとする記述も加藤と類似している。立憲政体を重視する加藤の初期の記述は憲法制定の必要を力説して、ドイツ国法学へと次第に傾斜してゆくのであるが、兪吉濬には加藤にみられるような憲法制定の

重視は見られない点に特色がある。兪吉濬の叙述は加藤よりも歴史法学的であるといえるだろう。と同時に、「国人が各々その国の重きと自任」することで「政府と心と同じくし」、「国の富強」を謀ることに立憲政体の目標を見る<sup>54</sup>かれの議論には、「個人はどこまでも国家政策や法の対象としての個人であるのみ」という李映録の指摘する性格が垣間見られる。

このような兪吉濬の思想の特徴には、かれの政策論的な観点からの現実主義、個人的な価値観や儒教的な思想基盤などが混在しているのであって、かれをもってこの時代の朝鮮／韓国における西洋法継受の範型とみることができるのか否かは検討課題として残る。しかしながら、福澤諭吉を通して西洋思想を間接継受したかれの思想に内在した傾向は、その後の韓国のドイツ的な憲法思想を理解する上でのみならず、福澤ら日本の啓蒙思想家の西洋思想継受の本質を検討する上でも、ひとつの重要な手がかりを示すものではないかと思われる。

（人文社会科学研究所教授）

51 兪吉濬「政府의 始初」前掲『西遊見聞』140頁。

52 周知のように、のちに1882年、加藤は『人権新説』をもって天賦人權論の批判者に回った。

53 田鳳徳『韓國近代法思想史』224頁以下、同旨。

54 兪吉濬前掲「政府의 種類」前掲『西遊見聞』149頁。